

# 「しょうわ世田谷区がん先進医療ローン」

## 商品概要

(保証会社 一般社団法人しんきん保証基金)

令和5年4月3日現在

項目	内容
名称	しょうわ世田谷区がん先進医療ローン
対象顧客	次のすべての条件を満たす方 ・世田谷区のがん先進医療費利子補給金承認申請の審査で承認された方 ・申込時の年齢が満20歳以上で安定継続した収入がある方 ・日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者で、行為能力のある方 ・意思無能力者に該当しない方 ・反社会的勢力に該当しない方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方 ・その他当金庫所定の融資基準を満たしている方
資金使途	厚生労働省が先進医療と認めたがん治療を目的とした医療費
融資形式	証書貸付
融資金額	1万円以上350万円以内(1万円単位) ただし、世田谷区が発行する「世田谷区がん先進医療費利子補給金承認決定通知書」に記載された金額が上限となります。
融資期間	3か月以上10年以内
融資利率	年1.25%(固定金利/保証料込み)
担保・保証人	不要(一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。)
返済方法	毎月元金均等返済または毎月元利均等返済(元金返済据置期間は6か月以内) ※ご融資金額の50%以内につき6か月ごとのボーナス返済併用も可能です。
利子補給	年単位(1月1日～12月31日)で当金庫が発行する「世田谷区がん先進医療費利子補給金利子支払証明書」および「取引明細照会票」を世田谷区へ提出いただきます。 延滞利子を除く利子支払額について、申請に基づき世田谷区から補給を受けることができます。
必要書類	・世田谷区が発行する「世田谷区がん先進医療費利子補給金承認決定通知書」 ・本人確認資料 ・年収確認書類

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業支援部（9時～17時、電話：0120 - 872 - 315）にお申出ください。</li> <li>・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業支援部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申出ください。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ローンのご利用にあたり、事前に世田谷区への申請が必要となります。「世田谷区がん先進医療費利子補給金」の申請・お問い合わせ先は以下のとおりです。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 世田谷保健所健康企画課 がん対策担当 （世田谷区役所城山分庁舎1階） TEL 03-5432-2447 FAX 03-5432-3102</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・ 金融情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。</li> <li>・ 現在の金利、毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口で試算いたします。</li> <li>・ 一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合はお手続き内容により、3,300円～5,500円（税込み）の手数料がかかります。</li> </ul>

以 上